

評議員の報酬及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人三重県社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- (1) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号で定める報酬であつて、次の(2)に定める費用とは明確に区分する。
- (2) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費及びその他の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 定款第10条の規定により、評議員の報酬は、これを支給しない。

(費用)

第4条 評議員の職務の遂行に当たって負担した費用については、本会諸規程に準じて、遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては、前もって支払う。

(費用の支給方法)

第5条 費用は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人が指定する名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(公表)

第6条 本会は、本規程を社会福祉法第45条の35に定める報酬等の支給の基準とし、同法第59条の2の定めに基づき公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(細則)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年 7月20日から施行する。